

7. 協議事項

1) キッズランドやちよ利用定員の変更について・・・

資料 3

2) 通園バス運行について・・・

資料 4

8. その他

1) 次回の会議開催予定 第25回子ども・子育て会議

日 時 令和3年11月9日(火) 午後3時～午後5時

場 所 多可町役場3階 特別会議室

9. 閉 会

R3.8.1各園児童数

資料 1

保育所(園)名	区分	年 齢						小計	保幼	合計
		0	1	2	3	4	5			
みどりこども園 定員 保75 幼15	保町内	2	10	13	11	22	15	73	78	487
	保受託	0	3	2	0	0	0	5		
	幼			3	2	3	0	8	8	
小 計		2	13	18	13	25	15	86	86	
あさかこども園 定員 保90 幼15	保町内	6	5	12	12	23	26	84	100	487
	保受託	1	5	3	3	0	4	16		
	幼			4	5	10	1	20	20	
小 計		7	10	19	20	33	31	120	120	
四恩こども園 定員 保60 幼15	保町内	2	9	10	3	9	10	43	47	487
	保受託	0	3	1	0	0	0	4		
	幼			1	5	6	1	13	14	
	幼受託			0	0	1	0	1		
小 計		2	12	12	8	16	11	61	61	
キッズランドかみ 定員 保120 幼25	保町内	6	12	15	16	27	29	105	109	487
	保受託	0	2	1	0	0	1	4		
	幼			2	5	8	5	20	20	
小 計		6	14	18	21	35	35	129	129	
キッズランドやち よ 定員 保 80 幼 15	保町内	1	8	5	17	17	17	65	72	487
	保受託	1	1	2	1	1	1	7		
	幼			5	2	4	6	17	19	
	幼受託			0	1	0	1	2		
小 計		2	9	12	21	22	25	91	91	
ちびっこランド ち くえん 定員 保9	保町内	0	1	1	1	0	0	3	6	6
	保受託	0	1	1	1	0	0	3		
小 計		0	2	2	2	0	0	6	6	
町内施設計		19	60	81	85	131	117	493	493	493
かすがこども園	委託	1	0	0	0	1	0	2	2	6
つまこども園	委託	0	1	0	0	0	0	1	1	
黒田庄こども園	委託	0	0	0	0	1	0	1	1	
泉こども園	委託	0	0	0	0	0	1	1	1	
小野保育所	委託	0	0	1	0	0	0	1	1	
町外施設計		1	1	1	0	2	1	6	6	
合 計		20	61	82	85	133	118	499	499	499

町内受託児童数	2	15	10	6	2	7	42	42	42
町内就園児童数	18	46	72	79	131	111	457	457	457
町内在宅児童数	48	39	16	3	1	1	108	108	108
R3.4.1人口統計	66	85	88	82	132	112	565	565	565

令和3年度学童保育入所申込み

令和3年8月1日現在

資料 2

クラブ名	入所申込み		入所決定		承諾(累計)		承諾以外(累計)		承諾後入所状況		
	通年	長期	承諾	不承諾 待機	通年	長期	退所等 不承諾 待機	取消し	通年	長期	総数
中南にこにこクラブ	43	21	64	0	43	21	64	0	0	0	0
中北にこにこクラブ	38	16	54	0	38	16	54	0	0	0	0
松井っ子クラブ	31	19	50	0	31	19	50	0	0	0	0
杉っ子クラブ	29	11	40	0	29	11	40	0	0	0	0
八千代わんぱくクラブ	36	15	51	0	36	15	51	0	0	0	0
学童保育計	177	82	259	0	0	申込合計人数(人)	259	0	0	0	0

中南にこにこクラブ 60(79)

	通年	長期	備考
1年	16	4	
2年	17	7	
3年	6	6	
4年	2	4	
5年	2		
6年			
合計	43	21	64

中北にこにこクラブ 60(82)

	通年	長期	備考
1年	10	4	
2年	13	4	
3年	13	3	
4年	2	1	
5年		4	
6年			
合計	38	16	54

八千代わんぱくクラブ 55(60)

	通年	長期	備考
1年	13	5	
2年	9	2	
3年	9	4	
4年	2	2	
5年	1	2	
6年	2		
合計	36	15	51

松井っ子クラブ 50(57)

	通年	長期	備考
1年	9	2	
2年	11	2	
3年	9	7	
4年	1	6	
5年	1	1	
6年		1	
合計	31	19	50

杉っ子クラブ 35(43)

	通年	長期	備考
1年	6	2	
2年	8	3	
3年	9		
4年	6	6	
5年			
6年			
合計	29	11	40

合計 177人
長期 82人

R2.4.1現在

◆みどりこども園

利用定員

年齢別	保育園部	幼稚園部	合計
0歳児	5		5
1歳児	5		5
2歳児	10		10
3歳児	15	5	20
4歳児	20	5	25
5歳児	20	5	25
合計	75	15	90

◆あさかこども園

利用定員

年齢別	保育園部	幼稚園部	合計
0歳児	9		9
1歳児	12		12
2歳児	15		15
3歳児	18	5	23
4歳児	18	5	23
5歳児	18	5	23
合計	90	15	105

◆四恩こども園

利用定員

年齢別	保育園部	幼稚園部	合計
0歳児	7		7
1歳児	9		9
2歳児	11		11
3歳児	11	5	16
4歳児	11	5	16
5歳児	11	5	16
合計	60	15	75

◆ちびっこランドらくえん

利用定員

年齢別	保育園部	幼稚園部	合計
0歳児	3		3
1歳児	3		3
2歳児	3		3
3歳児	0		0
4歳児	0		0
5歳児	0		0
合計	9	0	9

◆キッズランドかみ

利用定員

年齢別	保育園部	幼稚園部	合計
0歳児	10		10
1歳児	15		15
2歳児	20		20
3歳児	25	5	30
4歳児	25	10	35
5歳児	25	10	35
合計	120	25	145

◆キッズランドやちよ

利用定員

年齢別	保育園部	幼稚園部	合計
0歳児	6		6
1歳児	12		12
2歳児	12		12
3歳児	20	5	25
4歳児	20	5	25
5歳児	20	5	25
合計	90	15	105

総数

利用定員

年齢別	保育園部	幼稚園部	合計	年齢別	保育園
0歳児				0歳児	40
1歳児	167		167	1歳児	56
2歳児				1・2歳児	71
3歳児					
4歳児	277	85	362		
5歳児				3歳児以上	277
合計	444	85	529	合計	444

R3.4.1現在

◆みどりこども園

利用定員

年齢別	保育園部	幼稚園部	合計
0歳児	5		5
1歳児	5		5
2歳児	10		10
3歳児	15	5	20
4歳児	20	5	25
5歳児	20	5	25
合計	75	15	90

◆あさかこども園

利用定員

年齢別	保育園部	幼稚園部	合計
0歳児	9		9
1歳児	12		12
2歳児	15		15
3歳児	18	5	23
4歳児	18	5	23
5歳児	18	5	23
合計	90	15	105

◆四恩こども園

利用定員

年齢別	保育園部	幼稚園部	合計
0歳児	7		7
1歳児	9		9
2歳児	11		11
3歳児	11	5	16
4歳児	11	5	16
5歳児	11	5	16
合計	60	15	75

◆ちびっこランドらくえん

利用定員

年齢別	保育園部	幼稚園部	合計
0歳児	3		3
1歳児	3		3
2歳児	3		3
3歳児	0		0
4歳児	0		0
5歳児	0		0
合計	9	0	9

◆キッズランドかみ

利用定員

年齢別	保育園部	幼稚園部	合計
0歳児	10		10
1歳児	15		15
2歳児	20		20
3歳児	25	5	30
4歳児	25	10	35
5歳児	25	10	35
合計	120	25	145

◆キッズランドやちよ

利用定員

年齢別	保育園部	幼稚園部	合計
0歳児	6		6
1歳児	10		10
2歳児	14		14
3歳児	15	5	20
4歳児	15	5	20
5歳児	20	5	25
合計	80	15	95

総数

利用定員

年齢別	保育園部	幼稚園部	合計	年齢別	保育園
0歳児				0歳児	40
1歳児	167		167	1歳児	54
2歳児				1・2歳児	73
3歳児					
4歳児	267	85	352		
5歳児				3歳児以上	267
合計	434	85	519	合計	434

多可町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 多可町に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、多可町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者の中から、町長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係団体の推薦を受けた者
- (5) 町民

2 町長は、前項第5号に規定する町民の中から委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、こども未来課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 町は、委員に対し、多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年多可町条例第42号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が町長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(召集の特例)

2 最初に召集される会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が召集する。

令和3年度 多可町子ども・子育て会議 名簿

任期R3.4.1～R5.3.31

(順不同・敬称略)

区分	選出区分	委員氏名	所 属 等	備考
1号	識見を有する者	鈴木 正 敏	兵庫教育大学	継
		仲田 あつ子	元中町幼稚園長	継
2号	保護者代表	藤 岡 高 志	あさかこども園保護者	新
		杉 原 誠	みどりこども園保護者	新
		杉 原 光 平	キッズランドかみ保護者	新
		數 原 泰 三	キッズランドやちよ保護者	新
3号	学校園代表	足 立 徳 昭	中町南小学校長	新
		高 橋 邦 栄	みどりこども園長	継
		清 水 谷 善 道	あさかこども園長	継
		藤 本 泰 子	四恩こども園長	継
		原 し の ぶ	キッズランドかみ園長	継
		日 下 部 智 子	キッズランドやちよ園長	継
4号	地域・関係機関代表	藤 本 市 郎	区長会	新
		松 本 高 久	民生委員児童委員協議会	継
		岡 本 美 紀	子育てふれあいセンター	継

委員15名

事務局

多可町教育委員会	越 川 昌 信	教育長	
	足 立 貴 美 代	こども未来課長	
	市 位 孝 好	こども未来課副課長	

第43条 (第1項、第2項省略)

3 市町村は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他合議制の機関を設置している場合にあっては、その意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第61条 (第1項～第6項まで省略)

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- ①特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること
 - ②特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
 - ③市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
 - ④当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の調査審議すること
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。